

経済産業大臣 林 幹雄様

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コ  
ンサルタント・相談員協会 会長 山本和彦

### 「小売全面自由化等の詳細制度設計について」の意見

本年4月からの電気小売業全面自由化に続き、2017年4月からは都市ガス小売り事業の自由化が予定されているところですが、多様な電源のある電気と違い、品質には差のないガスの自由化に対する家庭消費者の期待は、安全性の確保を前提としたうえでの『都市ガス同士の競争による料金低下（抑制）』です。

電気小売業全面自由化においては、『自由化後、各小売電気事業者において自由な料金メニューの設定が可能になるが、競争が不十分な中で電気料金の自由化を実施すると、結果として、電気料金の引き上げが生じてしまうおそれもあり、このようなことのないよう消費者保護のための経過措置として、競争が十分に進展するまでの間（少なくとも2020年（平成32年）3月まで）は、現行の規制料金も存続させること』としています。

一方、ガスシステム改革小委員会での都市ガスの料金規制経過措置の審議においては、『経過措置料金は、他のガス小売事業者や、LPガス、オール電化などといった他の財との適正な競争関係が認められない場合に限り、需要家保護の観点から、旧一般ガス事業者等に対して課される例外的な措置である』との基本認識で、都市ガスはLPガスやオール電化に変更できることから原則、料金規制ははずしてよいという考え方が示されています。

しかし、実際にLPガスやオール電化に切り替えるためには多大なコストがかかり、特に、集合住宅や賃貸住宅においては他燃料への切り替えはほぼ不可能です。都市ガス事業者間の競争がない地域で料金規制経過措置が解除されれば、実質的に都市ガスしか選べない消費者は、料金が値上げされても受け入れざるを得ず、これは消費者の実情を無視した考え方と言えます。

2400万件の家庭消費者の期待に反し、「消費者保護が不十分なまま自由化して料金が上がり、結局、事業者のための自由化でしかなかった」とならないよう、家庭消費者にも消費者利益が及ぶ自由化であるべきだと思います。こうした観点から制度設計において以下の3点を要望いたします。

1. 都市ガス事業者同志の競争が確認されるまでは経過措置料金を維持することを求めます。また、解除にあたっては、都市ガス普及率に大きな地域差が存在することから、事業者ごとではなく、市町村単位で行うことを求めます。
2. すでに自由化しているLPガスにおいては消費者からの苦情も多いことから、都市ガス事業者においては、標準的な家庭用ガス料金の価格表を開示するとともに、値上げ前には値上げ額・値上げ率、その理由などを一定期間以上前に書面で交付することを義務付けることを求めます。
3. 料金規制を撤廃したのちも『恒久措置としての厳しい事後監視を置く』こととし、消費者の利害を毀損するような小売行為があったときには、最終的には改善命令をかけ、規制料金経過措置の再指定をすべきだと思います。

以上